

Vol.
316
2025年
3月

ひろしま

公立学校共済組合広島支部
一般財団法人 広島県教育職員互助組合
〒730-8514 広島市中区基町9番42号
広島県教育委員会事務局 管理部健康福利課内



Contents. 目次

<共済組合>

- 人事異動等に伴う手続における提出書類等 2~5
- 源泉徴収票や確定申告書で収入額の確認を! 6
- 被扶養者の認定・取消の手続は必要ありませんか? 7
- 住所や氏名を変更したら届出をしよう! 8
- 若い世代が知っておきたい健康づくりのための生活習慣 9
- 特定健診の受診期限について 10
- スポーツクラブ RENAISSANCE からお知らせ 10
- 公立学校共済組合中国中央病院の心理専門職からひとこと 11

<互助組合>

- 県互助組合への加入手続について 12
- 退職時の手続~退職後、再任用される方も退会手続が必要です!~ . 13~14
- 退職医療制度に加入しませんか 15~16

共済組合ホームページ
<https://www.kouritu.or.jp/hiroshima/>



互助組合ホームページ
<https://www.gojo.or.jp/>



年5回ホームページに掲載 7月・9月・11月・1月・3月

特集号 4月冊子発行 ホームページにも掲載

令和7年度 人事異動に伴う提出書類一覧

○：必ず提出 △：該当する場合は提出

問合せ先		共 済 組 合 広 島 支 部												互助組合			
		短期給付係 (082) 513-4957						長期給付係 (082) 513-4959						(082) 228-1386			
異動区分	提出書類等	組合員資格取得(継続)届書	組合員異動報告書	組合員資格喪失報告書	組合員証・資格確認書等	辞令書の写し(原本証明不要)	勤務条件説明書等	被扶養者申告書	個人番号報告書(組合員・被扶養者)	年金加入期間等報告書	年金受給権者再就職届書	組合員転入届書	組合員転出届書	退職届書等	加入申込書	退会給付金請求書	
	様式 (福利厚生事務の手引様式集)	§ 6-001	§ 8-001	§ 14-003	-	-	-	§ 7-001	§ 6-016、 § 7-014	§ 6-011	§ 6-014	§ 6-007	§ 6-009	§ 14-001	-	-	
	記入例 (福利厚生事務の手引様式集)	§ 6-002 ~004	§ 8-002	§ 14-004	-	-	-	§ 7-003 ~004	§ 6-017、 § 7-015	§ 6-013	§ 6-015	§ 6-008	§ 6-010	§ 14-002	-	-	
新規	一般組合員 (正規職員)	○				△ 注1		△ 注2	△ 注3	△ 注4	△ 注5	△ 注6			○ 注1		
	一般組合員 (任期付職員フル・再任用職員フル)	○				○		△ 注2	△ 注3	△ 注4	△ 注5	△ 注6			△ 注2		
	一般組合員 (会計年度フル13月目以降)	○				○ 注7	○ 注7	△ 注2		△ 注4	△ 注5	△ 注6			△ 注2		
	短期組合員 (臨時的任用職員)	○				○		△ 注2	△ 注3			△ 注6			△ 注2		
	短期組合員 (その他非常勤の職員)	○				○	○	△ 注2	△ 注3			△ 注6			△ 注2		
継続	任用更新等 (継続手続が不要な者を除く)	○			△ 注8	○	△ 注9										
転入	他支部(県外の都道府県の公立学校等)から引き続き	○				△ 注1	△ 注9	△ 注10	○	△ 注11	△ 注12	○			○ 注1		
	他の公務員共済組合(知事部局・市町教委等)から引き続き	○				△ 注1	△ 注9	△ 注10	○	△ 注11	△ 注12	○			○ 注1		
県内異動(異動後の所属所から提出)	常勤の県費負担職員が異動する場合及び広島市費職員が教育委員会人事・給与等システム対象所属所間で異動する場合	手 続 不 要															
	県費負担	1 市町費職員から異動	○			△ 注13										○	○
		2 所属所(主たる任用の所属所)の異動【常勤を除く。】	○														
	市町費等	1 県費負担職員から異動	○			△ 注13										○ 注1	△ 注3
		2 広島市費⇔他の市町費等	○			△ 注13										○ 注1	△ 注3
3 広島市費で小中特⇔市高等		○			△ 注13										○ 注1	△ 注3	
	4 同一市町内の所属所の異動(2以外の「市町費等⇔他の市町費等」含む。)(県立大学のキャンパス間異動含む。)	○															
転出	引き続き他支部(県外の公立学校等)へ			○	△ 注8	△ 注1							○			○	
	引き続き他の公務員共済組合(知事部局・市町教委等)へ			○	△ 注14	△ 注1							○			○	
退職	退職等			○	△	△ 注1	△ 注15							○ 注16		△ 注4	

貸付償還金関係

○：必ず提出 △：該当する場合は提出

問合せ先		共 済 組 合						互助組合	
		経理貸付係 (082) 513-4955						(082) 228-1386	
異動区分	提出書類等	§ 18-050	§ 18-001~007~	§ 18-025	§ 18-028~	§ 18-032~	-	-	
		貸付金残高証明願	貸付申込書	貸付借用証書	貸付事業における個人情報に関する同意書	借入状況等申告書	直近(最新)の給料明細書等の写し	転入前共済組合発行の貸付金残高証明書	-
新規	一般組合員 (正規職員)	-						-	
	一般組合員 (任期付職員フル・再任用職員フル)	-						-	
	一般組合員 (会計年度フル13月目以降)	-						-	
	短期組合員 (臨時的任用職員)	-						-	
	短期組合員 (その他非常勤の職員)	-						-	
継続	任用更新等 (継続手続きが不要な者を除く)	-						-	
転入	他支部(県外の都道府県の公立学校等)から引き続き	当支部に電話連絡(当支部で引き続き償還)						-	
	他の公務員共済組合(知事部局・市町教委等)から引き続き	-	△ 注17				△ ⑤5		
県内異動(異動後の所属所から提出)	常勤の県費負担職員が異動する場合及び広島市費職員が教育委員会人事・給与等システム対象所属所間で異動する場合	-						手続不要 ⑥6	
	県費負担	1 市町費職員から異動	-						手続不要 ⑥6
		2 所属所(主たる任用の所属所)の異動【常勤を除く。】	-						手続不要 ⑥6
	市町費等	1 県費負担職員から異動	手続不要						手続不要 ⑥6又は⑦7
		2 広島市費⇔他の市町費等	手続不要						手続不要 ⑥6又は⑦7
3 広島市費で小中特⇔市高等		手続不要						手続不要 ⑥6又は⑦7	
4 同一市町内の所属所の異動(2以外の「市町費等⇔他の市町費等」を含む。)(県立大学のキャンパス間異動含む。)	手続不要						手続不要 ⑥6又は⑦7		
転出	引き続き他支部(県外の公立学校等)へ	当支部に電話連絡(他支部で引き続き償還)						全額返済	
	引き続き他の公務員共済組合(知事部局・市町教委等)へ	○ 注18	-				△ ⑤5		
退職	退職等	手続不要 注19						全額返済 ⑧8	

退職後、任用が1日も空けずに再度行われたときであっても、退職時に資格喪失するものとして「退職」、採用時に再度資格取得するものとして「新規」の各手続が必要です。ただし、任用が、同じ任命権者により同じ任用種別（正規職員、臨時的任用職員、任期付職員等の別）、同じフルタイム・パートタイムの別で1日も空けずに再度行われたとき（県費負担職員で、職員番号に変更があったときを除く。）は、「継続」の手続となります。なお、県費負担職員のうち会計年度任用職員については、任用毎に新規の職員番号が振られるため、任用更新の場合を除き、必ず「退職」・「新規」の各手続を行うこととなります。

[共済組合]

- 注1 県費負担職員のうち正規職員を除き、提出
- 注2 被扶養者の要件を満たす者がいる場合に提出
要件を確認するための必要書類を添付する。ただし、退職後、任用が1日も空けずに再度行われた場合で、元々被扶養者として認定されていた人を引き続き被扶養者として申告するときは、直前に当支部の被扶養者認定されていたことがわかる書類（被扶養者証の写し、マイナポータルの写し(提出日より1か月以内)、資格情報のお知らせの写し、資格確認書の写し)を添付することで他の必要書類に替えて可（この場合において、被扶養者証の写し等がない場合は被扶養者申告書表面の余白にその旨を記入）。
- 注3 前回の組合員資格喪失から、1日も空けずに組合員として資格取得する場合、又は被扶養者であった者が引き続き同一の組合員の被扶養者になる場合を除き、提出
- 注4 前回の一般組合員としての資格喪失から、1日も空けずに一般組合員として資格取得する場合を除き、提出
- 注5 公務員共済組合の年金受給権者の場合に提出（年金証書を添付）
ただし、前回の一般組合員としての資格喪失から、1日も空けずに一般組合員として資格取得する場合は提出不要
- 注6 公立学校共済組合他支部又は他の公務員共済組合における組合員（短期組合員を含む。）歴がある場合に提出
ただし、直近に加入していた公務員共済組合が共済組合広島支部の場合は提出不要
- 注7 会計年度任用職員（フルタイム）として任用された当初から現在までの任用期間や勤務状況が確認できる
次の書類を提出（資格取得要件の詳細については、福利厚生事務の手引§6-001 頁参照）
①人事異動通知書（辞令書）の写し、②勤務条件説明書等、③出勤簿の写し
- 注8 交付を受けている場合に提出
- 注9 臨時的任用職員を除く短期組合員、会計年度任用職員（フルタイム）13月目以降の一般組合員の場合に提出
会計年度任用職員（フルタイム）13月目以降の場合、前年度4月から3月までの出勤簿の写しを併せて提出
- 注10 被扶養者の要件を満たす者がいる場合に提出
要件を確認するための必要書類を添付する。ただし、転入前の共済組合で認定されていた被扶養者を引き続き被扶養者として申告するときは、転入前の共済組合で被扶養者認定されていたことがわかる書類（被扶養者証の写し、マイナポータルの写し(提出日より1か月以内)、資格確認書の写し)を添付することで他の必要書類に替えて可（この場合において、被扶養者証の写し等が添付できない場合は、要件を確認するための必要書類を添付）。

- 注 11 一般組合員の場合に提出
- 注 12 一般組合員で、公務員共済組合の年金受給権者の場合に提出（年金証書を添付）
- 注 13 交付を受けている場合、組合員等番号が変更になるため、提出
- 注 14 交付を受けている場合に提出。被扶養者がいる場合、転出先での被扶養者認定で必要となるため、当支部の被扶養者証の写し等を取っておくこと。
- 注 15 勤務条件の変更等より要件を欠くに至った場合に変更前・変更後の勤務条件説明書等を提出
- 注 16 一般組合員の公務員年金の老齢年金受給権者がいる場合、長期給付係に電話連絡
- 注 17 転入前の共済組合からの借入金を返済するために、当共済組合で貸付けを受ける場合のみ提出
 ◆申込締切日 … 貸付決定月の5日（県の休日の場合は、その翌日）必着
 ◆貸付限度額 … 転入前の共済組合の貸付金残高の範囲内、かつ、当共済組合の定める最高限度額の範囲内
 ◆貸付金の単位 … 1円単位
 ◆貸付金の振込 … 貸付決定月の22日（県の休日の場合は、その翌日）に本人の口座に振り込む。転入前の共済組合への返済は、組合員自身が行う。
- 注 18 未償還元利金は、原則全額一括返済となる。当共済組合からの通知で指定する口座に振り込むことにより、即やかに返済する。
 ただし、転出先共済組合との協定により、転出後も引き続き償還が可能な場合は、当共済組合から通知する。
- 注 19 未償還元利金は、退職手当から控除する（退職手当から全額控除できない場合は、不足分を、当共済組合からの通知で指定する口座に振り込む。）。

【互助組合】

- ㊦1 加入要件を満たさない一部の市町費職員を除き、原則提出
- ㊦2 加入要件を満たさない一部の市町費職員、互助組合の退職医療制度の加入者を除き、加入を希望する場合に提出（共済組合広島支部員資格取得日から20日以内に互助組合必着）
- ㊦3 互助組合に加入している者で、共済組合広島支部の組合員等番号が変更になる場合に提出
- ㊦4 互助組合に加入している者で、「県費負担職員のうち正規職員」、「広島市費職員」、「広島市以外の市町費職員のうち常勤職員・会計年度任用職員（会計年度フル13月目以降）」の場合に提出
- ㊦5 転入前又は転出先の互助組合との協定により、引き続き給与から償還が可能な場合がある。
- ㊦6 異動から数か月間は、互助組合が指定する口座へ振り込む必要がある場合がある。
- ㊦7 当互助組合に加入できない市町費の職員になる場合は、転出扱いとなる。
- ㊦8 未償還元利金は、退職手当から控除する（退職手当から全額控除できない場合は、不足分を指定する口座へ振り込む。ただし、一部の市町費職員は全額振込による償還となる。）

源泉徴収票や確定申告書で収入額の確認を！

今年1月発行の源泉徴収票や、2月から始まった確定申告書一式の控えで被扶養者や共同扶養者の収入額を確認しましょう。次の事例のような場合は、被扶養者の認定取消の手続きをしてください。

事例1 共同扶養者の収入額確認

夫婦で子を共同扶養し、組合員の被扶養者として認定している。給与収入のみである夫婦双方の源泉徴収票の支払金額を比較したところ、配偶者の支払金額の方が多かった（組合員が育児休業等の期間中である場合を除く。）。

共同扶養者がいる場合、原則として、**年間収入額の多い人の被扶養者になります。**

そのため、共同扶養者間で、必ず源泉徴収票又は確定申告書の控えを確認し、**収入額が逆転している場合は、速やかに認定又は取消の手続きを行ってください**（組合員が育児休業等の期間中である場合は除きます。）。

○共同扶養者の例

- ・被扶養者が「子」の場合 ⇒ 組合員、組合員の配偶者
- ・被扶養者が「母」の場合 ⇒ 組合員、父、兄弟など

○確認書類及び事実発生日

収入の種類	確認書類	事実発生日
給与収入のみ	源泉徴収票	2月1日
その他の収入のみ	確定申告書一式の控え	確定申告をした日
給与収入+その他の収入		確定申告をした日が確認できない場合は、確定申告期間の初日

注意！ 扶養手当又はそれに相当する手当が組合員以外の共同扶養者に支給されているときは、共同扶養者への被扶養者の認定替えになります。収入逆転となり、扶養手当の認定替えを行った際は、併せて、共済組合の手続きを行ってください（組合員が育児休業・産前産後休暇の期間中である場合は除く。）。

事例2 被扶養者の確定申告書の収入額確認

被扶養者である配偶者には事業収入があり、確定申告後、収支内訳書を確認したところ、経費に「広告宣伝費」が計上してあった。被扶養者の認定に際し、「広告宣伝費」は必要経費として控除できないため、収入額が130万円以上となっていた。

被扶養者に事業収入や農業収入等がある場合、確定申告で総収入額から必要経費を控除して、収入額を算定しますが、**共済組合が認める必要経費は、所得税法上認められる必要経費とは異なり、次の表のとおりになります。**

確定申告後は、必ず収入額が収入限度額未満かどうかを確認し、**収入限度額以上となった場合は、速やかに被扶養者の取消の手続きを行ってください。**

○事業収入等の必要経費

必要経費として認められるもの	必要経費として認められないもの
地代・家賃、荷造運賃、光熱水費、旅費交通費、通信費、修繕費、消耗品費、給料・賃金、外注工費、減価償却費、雑費、専従者給与等	公租・公課、広告宣伝費、接待交際費、損害保険料、福利厚生費、貸倒金、火災保険料、借入金の支払利子、手形を割引いたときの割引料、各種引当金・準備金等

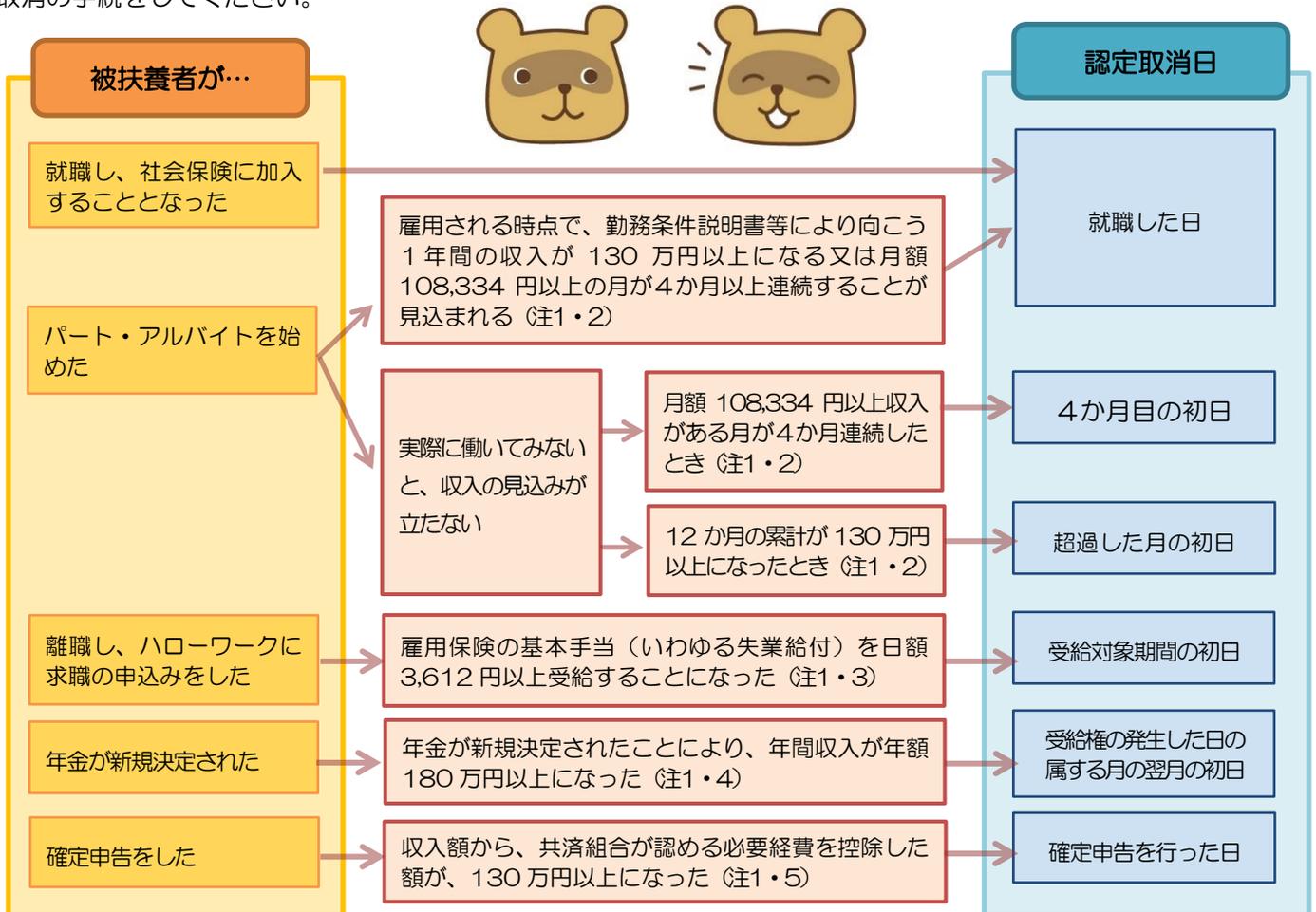


○収入限度額：年額130万円（60歳以上の者又は障害年金受給程度の障害を有する者は年額180万円）

○事実発生日：確定申告をした日

被扶養者の認定・取消の手続きは必要ありませんか？

年度替わりの時期は、被扶養者の就職や退職等により、被扶養者の認定又は取消の手続きが必要になる場合が多くあります。次のフローチャートでは、よくある認定取消の事例を紹介しています。該当する場合は、速やかに認定取消の手続きをしてください。



(注1) 収入限度額は、次のとおりとなります。

	右以外の方	60歳以上の方 障害年金受給相当の障害を有する方
	年額(12か月の累計)	130万円
月額	108,334円	150,000円
日額	3,612円	5,000円

(注2) 収入には、通勤手当・ボーナス等を含みます。

(注3) 失業給付の待機期間及び給付制限期間は、被扶養者として認定できる場合があります。

(注4) 年金には、企業年金や財形貯蓄、生命保険会社等の個人年金も含みます。

(注5) 共済組合が認める必要経費は、所得税法上認められる必要経費とは異なります。(P6参照)

住所や氏名を変更したら届出をしよう！

3月・4月は組合員の人事異動や、被扶養者の進学や就職による転居が多くなる時期となります。住所を変更したら、共済組合に届出をしましょう。また、氏名を変更した際にも届出をしましょう。

【住所を変更したとき】

- 組合員等情報変更申告書
- 住民票の写し
 - ※ 被扶養者の住民票上の変更がある場合のみ提出。被扶養者の居所のみの変更、組合員本人のみの変更については不要
- 国民年金第3号被保険者住所変更届
 - ※ 組合員の配偶者である被扶養者（20歳以上60歳未満）で、住所等を変更した場合のみ提出



【氏名を変更したとき】

- 組合員等情報変更申告書
- 組合員証、資格確認書等
 - ※ 交付を受けている場合は提出
- 資格確認書交付申請書
 - ※ 組合員証を返却した場合でマイナ保険証を利用しておらず、資格確認書の交付が必要な場合は提出
- 国民年金第3号被保険者関係届
 - ※ 組合員の配偶者である被扶養者（20歳以上60歳未満）で、氏名を変更した場合のみ提出





健康づくりのための生活習慣

就職や転職、異動などで生活環境が変化すると、体調を崩しやすくなったり、メンタルに不調をきたしたりするケースが多くなります。特に若い世代は影響を受けやすいので、積極的に「セルフケア」を実践して心身の健康を保つように心がけましょう。

バランスのよい食事で適正体重を保ちましょう

食事は、**主食**（米やパンなどの炭水化物）、**主菜**（肉や魚、卵など）、**副菜**（野菜、海藻類など）をバランスよくとることが大切で、お菓子やスナックなどの間食は控えめに。肥満は生活習慣病の温床ですが、やせすぎも健康を害する可能性が高いので、適正体重（BMI値）を保つようにしましょう。

$$\text{BMI(体格指数)} = \frac{\text{体重(kg)}}{\text{身長(m)}^2}$$

※BMI値が18.5～24.9の範囲内であれば、死亡リスクが低いというデータがあります。

朝食をしっかりとって、元気はつらつ

若い世代では、毎日朝食をとらない人の割合が高いとの調査結果があります。しかし、朝食には生活リズムを整えて集中力を高めたり、血圧の上昇を防いだりするなどの効果もあるので、簡単なものでも毎日食べるようにすることが大切です。



《朝食を上手にとるためのひと工夫》

常備菜などを つくり置きしておく

週末に数日分の常備菜をつくって保管しておけば、手間をかけずに食べられます。



具たくさんのみそ汁や スープで

一品で多くの食材をとることができ、下準備しておけば温めるだけでOKです。



果物や 乳製品などを活用

時間がないときは、バナナやヨーグルトなど調理不要の食品を活用しましょう。



「睡眠休養感」が得られる 生活環境を

睡眠は一日の疲労やストレスを取り除き、毎日を元気に過ごすための大切な要因です。適正な睡眠時間には個人差がありますが6時間以上を目安にし、**睡眠休養感***を得られるような生活環境を整えましょう。

*睡眠休養感とは、朝目覚めたときの「休まった感覚」のこと。

- 寝室の照明はできるだけ暗くする
- 就寝前は、リラックスできる環境を
- スマホを寝室に持ち込まない
- 就寝直前の食事は避ける



適度な運動習慣を 身につけましょう

運動には生活習慣病の予防をはじめ、免疫力を高めて感染症を防いだり、ストレスを解消したりする効果があるので、日頃から運動習慣を身につけることも大切です。時間がないという人も、まずは今までより10分多く体を動かすことから始めてみましょう。

- 駅やオフィス、商業施設等では階段を積極的に利用する
- 車は目的の場所からできるだけ遠くに駐車する
- デスクワークの合い間にイスに座ったまま体を屈伸させる
- 掃除機をかけながら体を左右に動かす



特定健診の受診期限について

病気のリスクを早く見つけて、いつまでも健康に過ごすために、定期的な特定健診を受診しましょう。特定健診では、内臓脂肪・高血圧・血糖・脂質・肝機能・腎機能・糖尿病などを調べます。この受診結果によっては、動脈硬化・心臓病・脳卒中といった命に関わる病気のリスクを改善するための、特定保健指導を御案内しております。

特定健診 (特定健康診査) 個人負担なし	対象者	40歳から75歳未満(75歳の誕生日前日まで)の被扶養者、任意継続組合員 短期組合員のうち、定期健康診断等の受診機会のない方
	受診期限	令和7年3月31日(月)まで 組合員等の資格を喪失(退職、扶養解除など)した場合は、喪失日が受診期限になります。
特定保健指導 個人負担なし	対象者	特定保健指導の御案内を受け取られた方
	受診期限	初回指導が、令和7年3月31日(月)まで 組合員等の資格を喪失(退職、扶養解除など)した場合は、喪失日が受診期限になります。

スポーツクラブ RENAISSANCE からののお知らせ

令和7年4月1日付けで、株式会社ルネサンスは、株式会社スポーツオアシスを吸収合併することになりました。これに伴い、オアシスの施設名称が、順次、ルネサンスブランドへ切り替わり、令和7年4月1日からは、旧スポーツオアシスの施設もルネサンスの直営施設として利用可能となります。

会員登録 をしている施設	令和7年4月1日以降に利用可能な施設					
	月払い会員		都度払い会員		1 Day プラス会員	
	ルネサンス	旧オアシス	ルネサンス	旧オアシス	ルネサンス	旧オアシス
RENAISSANCE ルネサンス	○	○	○	○	○	○
OASIS オアシス	○	○	×	○	×	○

詳細は、御利用を希望されるルネサンス施設、又はスポーツオアシス施設、へ直接お問い合わせください。

組合員専用サイト：<https://hpmgt.s-re.jp/840011336627>



公立学校共済組合中国中央病院の心理専門職からひとこと

3月の和風月名は、「弥生」です。草木がますます生い茂る月という意味の「木草弥生月（きくさやよいづき）」が縮まって、「弥生」となったそうです。春めいてくるこの季節を皆さんは、どのようにお過ごしですか。今年度の業務の整理や、新年度に向けての準備で忙しく、花や草木を楽しむような心の余裕はないかもしれません。しかし、そんな時こそ、意識して、花や草木などの自然に目を向けて、「弥生」を味わう時間を作ってみませんか。疲れた心が癒されるかもしれません。

当院では、皆さまの心の健康をサポートするために、心理士による「メンタルヘルス相談」を実施しています。「心に余裕がなくなっている」と感じたときには、早めに御相談ください。

また、心の病気で休職している方を対象にした「復職トレーニング」は、2月中旬から募集が始まっています。参加者同士で、今の思いを語り合い、ロールプレイ方式で模擬授業を行うことにより、復職への準備性を少しずつ高めていきます。病気が良くなった状態と、復職して働ける状態との間には、ギャップがあることが多いです。復職トレーニングでは、このギャップを埋め、休職者の方が、少しでも不安なく、復職できるよう、お手伝いできればと思っています。

メンタルヘルス室の御案内

1 メンタルヘルス相談

職場での人間関係の悩みやストレス、家族にかかわる心配事、自分の生き方の迷いなど、専門のカウンセラーと一緒に考える場をもたれませんか。

当院への来院が難しい方や、匿名での御相談を希望される方は、お電話での御相談も可能です。

2 公立学校復職トレーニング

精神疾患で休職中の方を対象とした事業です。週に1～2回の頻度で当院へ通院し、復職に向けて心身の準備をしていくことを目的としています。

詳しくは、**当院ホームページを御覧ください。** 公立学校共済組合中国中央病院 メンタルヘルス事業

中国中央病院 メンタルヘルス 検索

<https://www.kouritu-cch.jp/association/mental-health>

公立学校共済組合中国中央病院



県互助組合への加入手続について

公立学校共済組合の資格を取得された方は、互助組合に加入できます！（一部市町費等の職員を除く。）

- 1 提出書類 **任用に応じた「㊦加入申込書」**（共済組合員等番号が変更となった場合は、提出が必要です。）
- 2 提出期限 共済組合員資格取得日から **20 日以内（必着）**

◎ 引き続き勤務されるときでも次のような場合は加入の手続きが必要となります！

パターン別事例		加入手続時の注意事項
市町費 職員	異動に伴い共済組合員等番号が変わったとき 例. (県費職員) → (市町費職員) 旧組合員等番号 → 新組合員等番号	<ul style="list-style-type: none"> ・異動先が県互助組合に加入できる場合に限り ます。 ・互助組合に加入を希望する方は、新規取得され た共済組合員等番号で、再度、㊦加入申込書を 共済組合員資格取得日から 20 日以内(互助組合 必着) に提出してください。
任期付 職員	任期満了後に違う任用形態で任用され、共済 組合員等番号が変わったとき 例. (任期付職員) → (臨時的任用職員) 旧組合員等番号 → 新組合員等番号	
臨時的 任用職 員及び 会計年 度任用 職員	共済組合員等番号は同じだが退職（共済組合 員証を返納）した後、日を空けて任用されたとき や、日を空けないで任用されたが、共済組合 員等番号が変わったとき 例. (臨時的任用職員) → (臨時的任用職員) 旧組合員等番号 → (1度資格喪失) → 旧組合員等番号と同じ番号 (県費負担の会計年度任用職員) (県費負担の会計年度任用職員) 旧組合員等番号 → 新組合員等番号 ※ 県費負担の会計年度任用職員は、任用毎 に必ず新たな共済組合員等番号になりますの で、任用更新を除き、加入の手続きが必要です。	<ul style="list-style-type: none"> ・任用期間に定めのある組合員は、貸付事業及び リフレッシュ給付金事業は対象外です。 ・共済組合員資格を取得し互助組合に加入を希 望する方は、再度、㊦加入申込書を共済組合員資格 取得日から 20 日以内（互助組合必着） に提出してく ださい。
再任用 職員	定年退職後、再任用職員になったとき 例. (県費職員) → (再任用職員) 旧組合員等番号 → 新組合員等番号	

- (※1) ㊦加入申込書は[互助組合のホームページ](https://www.gojo.or.jp/) (https://www.gojo.or.jp/) からダウンロードしてください。
- (※2) ㊦加入申込書の提出は、郵便事情等に注意して早めに提出してください。
- (※3) 互助組合の退職医療制度加入者は、加入できません。

退職時の手続 ～退職後、再任用される方も退会手続が必要です！～

退職、異動及び任用形態の変更等により、共济組合員等番号が変更されるような場合は、退会手続が必要です。次のフロー図の質問項目の「a」又は「b」で回答を進めると、提出書類の種類「A」「B」「C」「D」「E」又は「F」がわかります。御自身に必要な書類を期限内に提出してください。

Start!

あなたは？

- a 県費負担職員（任用期間に定めのあるものを除く。）又は市町費職員で組合員番号がP・Zから始まる職員
- b 県費の臨時的任用職員・任期付職員・再任用職員・会計年度任用職員又は市町費職員で組合員番号がQ・Lから始まる職員

退職・異動後は？

- a 再就職し、再び公立学校共济組合員となる（任意継続組合員を除く。）。
- b 再就職しない。/民間へ就職する。/公立学校教職員として再就職するが、公立学校共济組合の任意継続組合員となる、又は、公立学校共济組合員以外の医療保険制度に加入する。

退職・異動後は？

- a 再就職し、再び公立学校共济組合員となる（任意継続組合員を除く。）。
- b 再就職しない。/民間へ就職する。/公立学校教職員として再就職するが、公立学校共济組合の任意継続組合員となる、又は、公立学校共济組合員以外の医療保険制度に加入する。

互助組合の現職制度に再度加入する？

- 〔※広島市費の方は、再任用（フルタイム）職員のみ加入できます。〕
- a 再加入する。
 - b 再加入しない。

退職医療制度に加入する？

- a 加入する。
- b 加入しない。

互助組合の現職制度に再度加入する？

- 〔※広島市費の方は、再任用（フルタイム）職員のみ加入できます。〕
- a 再加入する。
 - b 再加入しない。

退職医療制度に加入する？

- a 加入する。
- b 加入しない。

次の任用は、有期職員（臨時的任用職員、任期付職員、再任用職員）？

- a はい。
- b いいえ

次の任用は、有期職員（臨時的任用職員、任期付職員、再任用職員）？

- a はい。
- b いいえ

A

B

C

D

E

F

G

H

結果は次頁へ！ →

結果は・・・

- ・Aの方 ㊦退会給付金請求書（口座のコピーを貼付）、有期職員用㊦加入申込書（共済組合員資格取得日から20日以内必着）
- ・Bの方 ㊦退会給付金請求書（口座のコピーを貼付）、会計年度任用職員用㊦加入申込書（共済組合員資格取得日から20日以内必着）
- ・Cの方 ㊦退会給付金請求書（口座のコピーを貼付）、㊦退職医療組合員申出書（退職日から30日以内必着）
- ・Dの方 ㊦退会給付金請求書（口座のコピーを貼付）
- ・Eの方 有期職員用㊦加入申込書（共済組合員資格取得日から20日以内必着）
- ・Fの方 会計年度任用職員用㊦加入申込書（共済組合員資格取得日から20日以内必着）
- ・Gの方 ㊦退職医療組合員申出書（退職日から30日以内必着、口座のコピーを貼付）
- ・Hの方 提出書類なし

1 提出書類について

- (1) ㊦退会給付金請求書を提出すると、給付金が振り込まれます。ただし、「県費の臨時的任用職員、任期付職員、再任用職員、会計年度任用職員、非常勤職員」及び「市町費で組合員証番号の1桁目が「L」又は「Q」の方」は、退会給付金の対象となる掛金を徴収していないので、㊦退会給付金請求書の提出は不要です。
- (2) 退職医療制度とは、退職医療組合員の相互扶助によって医療費の補助や入院給付、人間ドック費用の助成等の事業を実施する任意加入の終身医療制度です。
- (3) 退職（退会）後に、再任用職員、臨時的任用職員、任期付職員、会計年度任用職員、非常勤職員として勤務し、公立学校共済組合員資格を取得する方は、再度、互助組合の現職制度に加入することができます（ただし、任意継続組合員を除く。）。
また、公立学校共済組合員等番号が変更された場合や、期間を空けて採用された場合も、その都度加入申込書の提出が必要です。

※ 退職医療制度の加入者は、現職制度に加入できません。

※ 広島市費の方は、現職制度については、再任用（フルタイム）職員のみ加入できます。

※ 加入申込書の様式は3種類ありますが、短時間勤務会計年度任用職員は「㊦加入申込書 短時間勤務会計年度任用職員」を、その他の職員は「㊦加入申込書 任期付職員 臨時的任用職員 再任用（フルタイム）等 有期職員」をダウンロードしてください。

※ 所属長の署名を受けて、共済組合員資格取得日から20日以内に互助組合に提出（必着）してください。

お願い

- ・ 加入申込書は、郵便事情を考慮して早めに送付し、20日以内に確実に当互助組合へ到着するようにしてください。
- ・ 加入申込書の提出が必要かどうか分からない場合は、20日以内に提出できるように早めに互助組合に照会等してください。

ただし、共済組合が組合員資格を認定している関係上、当互助組合で提出に係る判断が難しい場合は、当面、加入申込書を提出していただく場合がありますので、御了承ください。

● 退職を迎える互助組合員の皆様へ ●

退職後の医療費（外来・入院の負担）も 人間ドックも 安心！

～退職医療制度に加入しませんか～

退職後も互助組合の「退職医療制度」がサポート！

退職医療制度は、退職後の医療費の自己負担額を軽減する療養補助金の給付を中心に、人間ドックの助成など、皆様の退職後の生活をサポートする互助組合独自の制度です。

退職後に直面すること

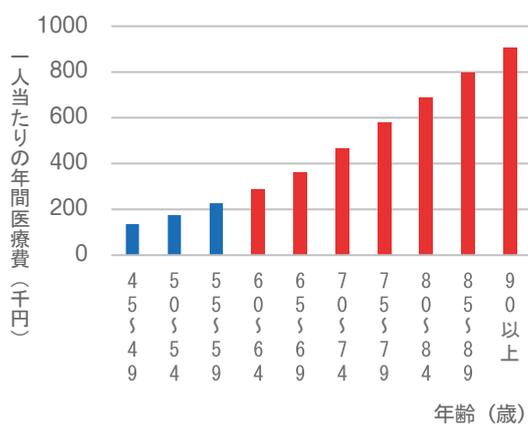
- ・収入が大きく減少します
- ・退職後は現職中に受けられていた福利厚生がなくなります

〔病院や薬局の受診・調剤の際に受けられた医療給付、人間ドックの費用助成など〕

一方で

- ・70歳になるまで医療費の自己負担割合は現職時と同じです（注）
- ・医療費は年齢が上がると右肩上がりに…

（参考）



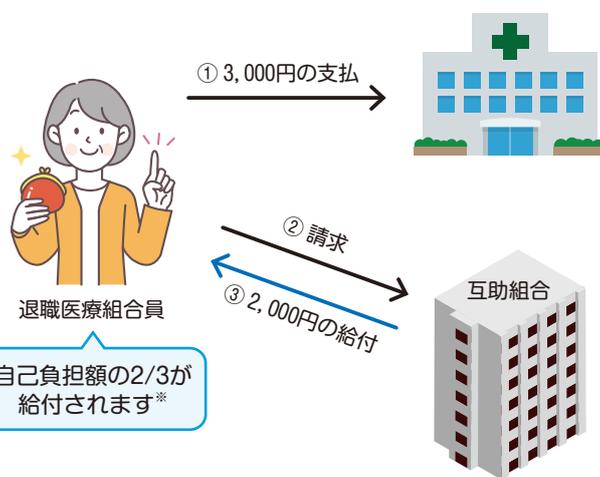
「令和3（2021）年度 国民医療費の概況」（厚生労働省）を加工して作成

退職医療制度に加入していると

病院での外来受診や入院、薬局での調剤を受けたときなどに、公的医療保険診療にかかる医療費総額（10割分）の2割を満70歳に達した年度末まで給付します！

＜療養補助金＞

（例）公的医療保険診療にかかる総額1万円（10割分）、患者負担3割（3千円）の場合



※月ごと、医療機関ごと、入院・外来別に63,600円を上限に給付

※自己負担額が医療費総額の2割未満の場合は、自己負担額を限度として給付

（注）医療費の自己負担割合は、69歳まで3割、70歳から74歳まで2割、75歳以上1割（令和6年10月時点）

民間の医療保険にはない医療補助でサポート！

退職医療制度の療養補助金は、入院だけでなく公的医療保険適用の日常の通院や調剤（薬代）、歯科診療なども対象となり、民間の医療保険にはない制度です！

また、加入時の疾病等の有無を問いませんので、退職時に互助組合員の方ならどなたでも加入できます。

その他の事業は一生涯を通して利用できます！

入院助成金

1年度
60日分上限



引き続き7日以上入院したとき、日額1,000円を給付

1日人間ドック助成

毎年度1回

1日人間ドックの
自己負担額が3分の2程度に
抑えられます



互助組合が募集する人間ドックの
健診料のうち12,000円を助成。

【令和6年度の健診機関】
広島市に7か所、福山市・三次市・東
広島市に各2か所、呉市・三原市・尾
道市・庄原市・廿日市市に各1か所

慶祝金



長寿年齢に達したときに、お祝い
金10,000円^(注)を給付

(注) 令和7年4月以降

健康記念



満70歳の年度末まで療養補助金未
受給の場合、30,000円を給付

死亡弔慰金



組合員が亡くなったときに、加入
期間に応じた金額を遺族に給付

退職医療制度への加入方法は？

- 加入資格…退職日の翌日の年齢が満45歳以上の互助組合員
- 加入申込…**退職後30日以内に**「㊤退職医療組合員申出書」に、給付金受取口座の通帳コピーを付けて互助組合に提出。
※退会給付金を加入時の掛金に充当しますので、退会給付金の給付対象の方（共済組合員等番号が数字のみの方、P又はZから始まる番号の方）は「㊤退会給付金請求書」と併せて提出してください。
- 掛 金…退職日の翌日の満年齢に該当する掛金額を一括納入（下表参照）

年齢(歳)	掛金額(円)	年齢(歳)	掛金額(円)	年齢(歳)	掛金額(円)	年齢(歳)	掛金額(円)
45	1,731,000	52	1,214,000	59	732,000	66	328,000
46	1,656,000	53	1,134,000	60	675,000	67	269,000
47	1,584,000	54	1,057,000	61	614,000	68	212,000
48	1,514,000	55	983,000	62	554,000	69	156,000
49	1,447,000	56	917,000	63	497,000		
50	1,382,000	57	853,000	64	442,000		
51	1,297,000	58	791,000	65	389,000		

※注意事項

- ・各事業の補助金・給付金は、所定の請求書による組合員の方の請求に基づき給付します。
- ・加入後の退会はできません（納入された掛金の返金もできません。）。

問合せ先

一般財団法人広島県教育職員互助組合 (082) 228-1386